2026年11月20日

各 位

会 社 名	日 本 精 工 株 式 会 社
代 表 者 名	代表執行役社長 市井 明俊
コード番号	(6471 東証プライム市場)
問 合 せ 先	人事総務本部長 岡 秀典 (TEL 代表 03-3779-7111)
会 社 名	N T N 株 式 会 社
代 表 者 名	代表執行役 執行役社長 鵜飼 英一
コード番号	(6472 東証プライム市場)
問 合 せ 先	グループ経営本部 コーポレート・コミュニケーション部長 長尾 立雄 (TEL 06-6443-5001)

日本精工株式会社とＮＴＮ株式会社との
共同持株会社設立（株式移転）に関する最終契約書の締結について

日本精工株式会社（以下「ＮＳＫ」といいます。）とＮＴＮ株式会社（以下「ＮＴＮ」といい、ＮＳＫと総称して「両社」といいます。）は、2026年５月12日に両社間で合意した基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）に基づき、両社の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）について協議を進めてまいりましたが、本日付で、それぞれの取締役会において、両社の株主総会の承認及び必要な国内外の関係当局の許認可等を得られることを前提として、共同株式移転の方式により2027年10月１日（以下「効力発生日」といいます。）をもって両社の完全親会社となる「ＮＴＮ日本精工株式会社」（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）、並びに共同持株会社の概要及び本株式移転の条件等について決議し、本日、両社間で経営統合契約書（以下「本経営統合契約書」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本株式移転に係る株式移転計画書（以下「本株式移転計画書」といいます。）につきましては、2027年３月31日までに作成することを予定しております（詳細は、下記２．（２）「本経営統合の日程」をご参照ください。）。

記

１． 本経営統合の概要

（１）本経営統合の背景

両社は、2026年５月12日付プレスリリース「日本精工株式会社とＮＴＮ株式会社との共同持株会社設立（株式移転）による経営統合に関する基本合意書の締結について」において既にお知らせしたとおり、2027年10月１日を目途に株式移転の方式による共同持株会社を設立することに向け、統合準備委員会を設置して協議・検討を進めてまいりました。

ＮＳＫは、1916年の創業以来、軸受や自動車部品、精機製品等のさまざまな革新的な製品・技術を生み出し、世界の産業の発展を支えてきました。企業理念として、MOTION & CONTROL™を通

じ、円滑で安全な社会に貢献し、地球環境の保全をめざすとともに、グローバルな活動によって、国を越えた人と人の結びつきを強めることを掲げています。

一方、ＮＴＮは、1918 年の創業以来、軸受やドライブシャフト、精密機器を主力製品として、品質第一主義と高い技術力を基盤に社会の信頼を築きながら、発展を遂げてきました。「新しい技術の創造と新商品の開発を通じて国際社会に貢献する」という企業理念の実践を通じて、人と自然が調和し、人々が安心して豊かに暮らせる「なめらかな社会」の実現を目指しています。

このように両社は、100 年以上の歴史を持つ軸受を中心とした日本発の企業として、切磋琢磨しながら成長をしてきました。しかし近年では、中国経済の成長鈍化、欧州製造業の不振、米国関税政策の影響等による市場回復の遅れや不確実性の増大といった状況が発生しており、両社を取り巻く事業環境は急速に変化しています。両社は、その変化に対応し、持続的成長を実現するため、生産再編をはじめとした構造改革に取り組んでいます。

かかる状況のもと、統合準備委員会における議論も踏まえて、両社は、本経営統合が今後の長期的かつ利益ある成長の実現、世界における日本の産業基盤の地位確保に資すると判断し、本日、対等の精神に則り、共同持株会社設立による経営統合を行うことについて最終的な合意に至りました。

（2）本経営統合の目的

両社は、軸受や精密機器等の分野において世界的に事業を展開する日本発の企業として、統合により両社の力を結集して強靭で持続可能な事業基盤を構築し、事業の成長と価値創造を通じて産業及び環境・社会に貢献すると同時に、将来にわたり国際競争力を維持・強化することを本経営統合の目的として考えております。両社は、本経営統合により、①単なる規模の拡大ではなく、危機感に裏打ちされた長期的かつ利益ある成長を実現すること、②日本発の技術・品質・経営を確実に継承し、世界における日本の産業基盤の地位を確保すること、及び③「持続可能な社会」の実現に寄与することを目指してまいります。

（3）本経営統合により期待されるシナジー効果

本経営統合のシナジー効果については、今後の統合プロセスの中で協議・検討の上でさらに精査してまいりますが、下記１．（4）「本経営統合の目的実現のための戦略」に記載の戦略を含む様々な施策を実行することで、2031 年３月期を目途としてＲＯＥ10％超の達成を目指すとともに、連結営業利益ベースで 500 億円から 600 億円程度のシナジー効果（具体的な内訳として、調達・物流改革による効果がシナジー全体の約４割、生産拠点の有効活用が約３割、管理・研究部門の効率化が約２割、販売拡大が約１割を占める想定となります。）の実現を目指し、その後も持続的な収益性向上を目指す予定でございます。

（4）本経営統合の目的実現のための戦略

両社は、本経営統合の目的を早期に実現するために、以下の戦略に沿った具体的施策を実施してまいります。引き続き、効力発生日までの期間においては、両社で設置している統合準備委員会での協議・検討を行い、具体的施策の内容、実施方法、優先順位及び役割分担その他の詳細について検討・分析してまいります。

① 経営資源への投資と最適活用

グローバルに事業環境や技術が大きく変化する中、両社の経営資源への投資と最適活用によって、それぞれが取り組んできた経営の効率化やサプライチェーンの強靭化への取組みを発展させ、より持続可能な事業基盤を構築してまいります。

② ポートフォリオの変革

PLM(Product Lifecycle Management)や補修市場向けビジネス等、両社が持つ高付加価値領域への取組みを強化することで、既存事業のポートフォリオ変革を進化させ、長期的な価値創造を実現いたします。

③ 文化の垣根を越えた技術・人材・知見の結集

両社が培ってきた技術、人材及び知見を結集し、新製品開発やソリューション提供を含む新たな価値を創造するとともに、持続可能な社会に貢献してまいります。

なお、両社は、人材の相互交流及び共同持株会社の業務の共同遂行を積極的に推進し、共同持株会社における組織の一体感を醸成することが重要であることを確認しており、共同持株会社の設立までに、かかる人材の相互交流及び業務の共同遂行の積極的な推進を実現するための具体的な組織、体制その他の仕組み・環境について検討してまいります。

2. 本経営統合の要旨

（1）本経営統合の方式

両社を株式移転完全子会社、新規に設立する共同持株会社を株式移転完全親会社とする共同株式移転となります。

なお、両社は、共同持株会社の設立後、本経営統合のシナジーを早期に実現する観点から、本経営統合のうち、国内の生産機能（国内生産子会社を含みます。）に係る事業を除く両社の国内外事業の共同持株会社への統合の実行については、2030年４月１日を目途とし、また、生産機能に係る事業を含めた統合・一体運営の実現については、2032年４月１日（状況により難しい場合は2033年４月１日）を目途とすることを確認しております。そのほか、ＮＳＫ、ＮＴＮ及びそれぞれの子会社・関連会社の取扱いを含む、本経営統合の具体的な形態、時期、条件及び手続の詳細については、別途両社間で協議の上定めることを合意しております。

（2）本経営統合の日程

本基本合意書締結日	2026年５月12日
本経営統合契約書の締結に係る取締役会決議及び本経営統合契約書の締結（両社）	2026年11月20日（本日）
定時株主総会に係る基準日（両社）	2027年３月31日
本株式移転計画書の作成に係る取締役会決議及び本株式移転計画書の作成（両社）	2027年３月31日まで（予定）
本株式移転計画書の承認に係る定時株主総会（両社）	2027年６月25日（予定）
上場廃止日（両社）	2027年９月29日（予定）
共同持株会社設立登記日（効力発生日）及び共同持株会社新規上場日	2027年10月１日（予定）

（注１） 本株式移転計画書については、2027年３月31日までに作成する予定です。共同持株会社の設立時代表執行役以外の設立時取締役及び設立時執行役の氏名は、本株式移転

計画書の作成時に決定することを予定しておりますが、本株式移転に係る諸条件につき、本プレスリリースに記載の内容から変更の予定はございません。なお、共同持株会社の設立時の代表執行役については、下記５．（４）「代表者及び役員の就任予定」をご参照ください。

（注２） 上記は現時点での予定であり、両社の今後の協議により変更する場合があります。また、本経営統合の実施に必要な米国証券法や国内外の競争法に係る対応その他の事情により、本経営統合の日程が変動する事由が生じた場合、又は本経営統合を中止する場合には、速やかに公表します。

（３）本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

	ＮＳＫ	ＮＴＮ
株式移転比率	1	0.353

（注１） 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

ＮＳＫの普通株式１株に対して共同持株会社の普通株式１株を、ＮＴＮの普通株式１株に対して共同持株会社の普通株式0.353株を割当て交付いたします。なお、本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に１株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し１株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。但し、上記株式移転比率の算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上で変更することがあります。

（注２） 共同持株会社の単元株式数及び単元未満株式の取扱いについて

共同持株会社の単元株式数は、100株といたします。

なお、本株式移転により１単元（100株）未満の共同持株会社の普通株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、その所有する単元未満株式を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第１項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の所有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第１項及び共同持株会社の定款に定める予定の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の所有する単元未満株式の数と併せて１単元となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能とする予定です。

（注３） 共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式 709,293,484株

上記は、ＮＳＫの発行済普通株式総数500,000,000株（2026年９月30日時点）、ＮＴＮの発行済普通株式総数597,533,017株（2026年９月30日時点）に基づいて算出しております。但し、両社は、本株式移転の効力発生日の直前（以下「基準時」といいます。）までに開催するそれぞれの取締役会の決議により、基準時の直前時をもってそれぞれが保有する自己株式の全部（本株式移転に際して行使される会社法第806条第１項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）を消却することを予定しているため、ＮＳＫが保有する自己株式

数1,334,323株（2026年９月30日時点）、ＮＴＮが保有する自己株式数853,677株（2026年９月30日時点）については、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。

なお、基準時の直前時までに実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、共同持株会社が交付する上記新株式数は変動することがあります。

（４）本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

両社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

（５）共同持株会社設立前の基準日に基づく両社の剰余金の配当について

両社は、本経営統合契約書において、それぞれ、2027年３月31日及び同年９月30日を基準日として、両基準日に係る剰余金の配当の合計額について、年間連結DOE（株主資本配当率:Dividend on equity ratio）3.0%に相当する額を上限として、剰余金の配当（以下「通常配当」といいます。）を行うことができる旨を合意しています。また、両社は、通常配当とは別に、それぞれ、効力発生日の前日を基準日として、その実施時点において、本株式移転が効力を生ずることが合理的に見込まれることを条件として、年間連結DOE（株主資本配当率）6.0%に相当する額を上限とする特別配当を行うことができる旨を合意しております。なお、両社は、現時点において、特別配当を行うこと、及び、特別配当を行う場合の配当額の水準を決定しているものではありません。当該年間連結DOE6.0%は、特別配当を行う場合の配当額の上限を示すものであり、配当額の目途や見込みを示すものではありません。特別配当を実施する場合の具体的な配当額その他の詳細については、今後、各社の財務状況その他の事情を踏まえて検討し、開示すべき事項を決定した場合には、速やかにお知らせいたします。

３．本株式移転に係る割当ての内容の根拠等

（１）割当ての内容の根拠及び理由

ＮＳＫは、下記３．（４）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転の対価その他の条件の公正性を担保するため、ＮＳＫのフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業をそれぞれ選定の上、本株式移転に関する検討を開始し、みずほ証券からの分析結果及び西村あさひ法律事務所・外国法共同事業からの助言を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記２．（３）「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

一方、ＮＴＮは、下記３．（４）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転の対価その他の条件の公正性を担保するため、ＮＴＮのフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして大江橋法律事務所をそれぞれ選定の上、本株式移転に関する検討を開始し、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券からの分析結果及び大江橋法律事務所からの助言を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記２．（３）「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

このように、これらのフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関による算定・分析結果並びにリーガル・アドバイザーの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の市場株価、財務の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記株式移転比率が妥当であるという判断に至り、本日付の両社の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

（2）算定に関する事項

① 算定機関の名称及び両社との関係

ＮＳＫのフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券は、両社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。また、みずほ証券のグループ企業である株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）は、ＮＳＫの株主たる地位を有しているほか、両社に対して通常の銀行取引の一環としての融資取引等は生じておりますが、本株式移転に関して両社との利益相反に係る重要な利害関係を有しておりません。みずほ証券によれば、みずほ証券は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第36条及び金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の４の適用法令に従い、弊害防止措置として、みずほ証券とみずほ銀行との間の情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、これらの措置により、みずほ証券のフィナンシャル・アドバイザー業務を担当する部署は、本株式移転に関して利益相反に係る利害関係の影響を受けずに、みずほ銀行の株主及び貸付人の地位とは独立した立場で、両社の株式移転比率の算定を行っているとのことです。ＮＳＫは、みずほ証券とみずほ銀行との間において適切な弊害防止措置が講じられていることから、みずほ証券を両社から独立した第三者算定機関として選定しております。

なお、本株式移転に係るみずほ証券に対する報酬には、本株式移転の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、ＮＳＫは、同種事案における一般的な実務慣行を勘案すれば、本株式移転の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記報酬体系によりみずほ証券をフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定しております。

ＮＴＮのフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は両社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

なお、本株式移転に係る三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券に対する報酬には、本株式移転の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、ＮＴＮは、同種事案における一般的な実務慣行を勘案すれば、本株式移転の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記報酬体系により三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券を第三者算定機関として選定しております。

（注）三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、株式会社三菱ＵＦＪ銀行（以下「三菱ＵＦＪ銀行」といいます。）と同一の親会社をもつ会社であり、三菱ＵＦＪ銀行は、ＮＴＮに対して銀行取引の一環として融資取引を行っており、また、株主たる地位を有しておりますが、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券によれば、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第36条第１項及び金融商品取引業等に関す

る内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号。その後の改正を含みます。）第 70 条の４の適用法令に従い、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の社内における株式移転比率の算定を実施する部署は、社内のその他の部署及び三菱ＵＦＪ銀行との間において、弊害防止措置として、両社に関する情報について厳格に管理する情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ、実施していることから、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、三菱ＵＦＪ銀行の判断に影響を受けることなく、独立した立場で株式移転比率の算定を行っているとのことです。

② 算定の概要

本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、ＮＳＫはみずほ証券を第三者算定機関として起用し、また、ＮＴＮは三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券を第三者算定機関として起用し、それぞれ株式移転比率の算定・分析を依頼しました。

みずほ証券は、両社の株式移転比率について、両社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法による算定を行うとともに、両社とも比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法による算定を行い、さらに、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、ＮＳＫの普通株式１株に対して共同持株会社の普通株式を１株割り当てる場合に、ＮＴＮの普通株式１株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価基準法	0.345 ～ 0.353
類似企業比較法	0.261 ～ 0.485
ＤＣＦ法	0.214 ～ 0.416

市場株価基準法においては、2026 年 11 月 19 日を基準日として、東京証券取引所における当該基準日の株価終値並びに当該基準日から遡る過去１か月間、過去３か月間及び過去６か月間の各期間の株価終値単純平均値に基づき株式移転比率を算定いたしました。

なお、みずほ証券がＤＣＦ法において使用した算定の基礎となるＮＳＫの将来の財務予測においては、営業利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、2027 年３月期については、運転資本の減少等によりフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでおります。2028 年３月期については、既存事業の体質改善及び構造改革による収益改善に加え、ポートフォリオ変革、拡販により、営業利益の大幅な増益を見込んでおります。2029 年３月期についても、既存事業の体質改善及び構造改革に加え、ポートフォリオ変革、拡販による更なる収益改善を見込んでおり、これに伴って営業利益の大幅な増益とフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでおります。

また、ＮＴＮの財務予測においては、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増減が見込ま

れる事業年度が含まれております。具体的には、2027年３月期については、運転資本の減少等によりフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでおります。2028年３月期については、運転資本の増加等によりフリー・キャッシュ・フローの大幅な減少を見込んでおります。

みずほ証券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、これらの資料及び情報について独自にその正確性及び完全性の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。また、みずほ証券は、両社及びそれらの関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、これらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。みずほ証券は、提供された両社それぞれの事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、両社それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としております。

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、両社について、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、それぞれの市場株価が存在することから市場株価分析を、また両社には比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「ＤＣＦ分析」といいます。）による算定を行いました。

市場株価分析については、本経営統合に向けた基本合意の締結を公表した2026年５月12日を算定基準日①（以下「基準日①」といいます。）、及び2026年11月19日を算定基準日②（以下「基準日②」といいます。）とし、東京証券取引所における各算定基準日の終値並びに各算定基準日までの１か月間、３か月間及び６か月間の各取引日における終値の単純平均値を採用しております。

ＤＣＦ分析における価値算定の際には、両社が算定目的で使用することを了承した、両社より提示された財務予測における収益や投資計画、両社に対するデュー・ディリジェンスの結果、その他一般に公開された情報等の諸要素を前提としております。なお、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券がＤＣＦ分析の算定の前提としたＮＳＫの財務予測においては、前年度比で利益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、構造改革による収益改善効果の発現が見込まれることにより、2029年３月期の営業利益及びEBITDAについて、大幅な増加を見込んでおります。また、フリー・キャッシュ・フローについては、運転資本、設備投資その他の投資支出の変動等により、2027年３月期には大幅な減少を、2028年３月期及び2029年３月期には大幅な増加を、それぞれ見込んでおります。また、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券がＤＣＦ分析の算定の前提としたＮＴＮの財務予測においては、前年度比でフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、利益水準の改善や運転資本の変動等により、2027年３月期及び2029年３月期には大幅な増加を、2028年３月期には大幅な減少を、それぞれ見込んでおります。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定結果は、ＮＳＫの普通株式１株に対して共同持株会社の普通株式を１株割り当てる場合に、ＮＴＮの普通株式１株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の算定結果
1	市場株価分析（基準日①）	0.30～0.33
2	市場株価分析（基準日②）	0.34～0.35
3	類似企業比較分析	0.17～0.55
4	ＤＣＦ分析	0.25～0.60

（注）三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の分析及びその基礎となる株式移転比率の分析は、ＮＴＮの取締役会の参考に資するためのみに同取締役会に宛てたものです。当該分析は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券又はその関係会社による財務上の意見又は推奨を構成するものではなく、ＮＳＫ又はＮＴＮの株主に対して、本株式移転への賛同並びに株式の譲渡及び譲受、議決権の行使等の株主権行使、本株式移転に対する同意その他の関連する事項について意見を述べたり、また、推奨を行うものでもありません。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、株式移転比率の分析・算定に際し、既に公開されている情報又はＮＳＫもしくはＮＴＮによって提供等され入手した情報が正確かつ完全なものであることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性及び完全性につき独自の検証を行っておりません。また、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、当該情報の中に含まれる財務予測等の予測値（継続価値を算出する上での財務予測値を含みます。）は両社による最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたものであるとの前提に立ち、提供された情報をそのまま採用しており、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、かかる財務予測等の正確性、妥当性及び実現可能性等について責任を負うものではなく、当該財務予測等及びその前提について意見を述べるものでもありません。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、法務、会計、税務に関するアドバイザーではありません。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券はフィナンシャル・アドバイザーであり、法務、会計、税務に関する問題については独自の検証を行うことなく、ＮＳＫ又はＮＴＮの法務、会計、税務アドバイザーによる判断に依拠しています。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、ＮＳＫ、ＮＴＮ及びそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、また評価・査定の提供を一切受けておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の分析は、株式移転比率算定書の算定基準日現在における経済、金融、市場その他の状況を前提としており、かつ、同日現在において三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものです。同日以降に発生する事象が三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の分析及び株式移転比率算定書の作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券は、株式移転比率算定書及び分析を更新、改訂又は再確認する義務を負うものではありません。加えて、株式移転比率算定書の作成及びその基となる分析は、複雑な過程を経ており、必ずしも部分的な分析や要約した記載に適したものではありません。本プレスリリースで記載されている特定の分析に基づく評価レンジを、ＮＳＫ又はＮＴＮの実際の価値に関する三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券による評価であると捉えることはできません。

（3）上場廃止となる見込み及び共同持株会社の上場申請等に関する取扱い

両社は、新たに設立する共同持株会社の普通株式について、東京証券取引所プライム市場に新規上場（テクニカル上場）申請を行う予定です。上場日は共同持株会社の設立登記日である2027年10月１日を予定しております。

また、両社は、本株式移転により共同持株会社の完全子会社となるため、共同持株会社の上場に伴い、2027年９月29日にそれぞれ東京証券取引所から上場廃止となる予定ですが、共同持株会社の株式が上場されることにより、両社の株主の皆様は引き続き東京証券取引所において、本株式移転に際して交付された共同持株会社の株式を取引することができる予定です。

なお、共同持株会社の株式上場日及び両社の上場廃止日につきましては、東京証券取引所の規則に従って決定される予定です。

（4）公正性を担保するための措置

ＮＳＫは、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

① 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

ＮＳＫは、本株式移転の公正性を担保するために、上記３．（1）「割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、両社から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券を選定し、本株式移転における株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。また、ＮＳＫは、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券の分析及び助言を参考としてＮＴＮと交渉・協議を行い、上記２．（3）「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを、本日付の取締役会において決議いたしました。なお、ＮＳＫは、みずほ証券から、上記株式移転比率がＮＳＫの株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

ＮＳＫは、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、両社から独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所・外国法共同事業から、ＮＳＫの意思決定の方法、過程及びその他本株式移転に係る手続に関する法的助言を受けております。なお、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業は、両社の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。また、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業は、ＮＳＫと顧問契約を締結しておりますが、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業はＮＳＫを含めた多数の依頼者に対し、外部の法律専門家としてリーガル・サービスを提供している法律事務所であること、本経営統合に関し西村あさひ法律事務所・外国法共同事業に支払われる法的助言の対価には、本経営統合の成立等を条件とする成功報酬は含まれていないことから、本経営統合におけるＮＳＫからの独立性に問題はないと判断しております。

一方、ＮＴＮは、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

① 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

ＮＴＮは、本株式移転の公正性を担保するために、上記３．（１）「割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、両社から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券を選定し、本株式移転における株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。また、ＮＴＮは、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券の分析及び助言を参考としてＮＳＫと交渉・協議を行い、上記２．（３）「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを、本日開催の取締役会において決議いたしました。なお、ＮＴＮは、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券から、上記株式移転比率がＮＴＮの株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

ＮＴＮは、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、両社から独立したリーガル・アドバイザーである大江橋法律事務所から、ＮＴＮの意思決定の方法、過程及びその他本株式移転に係る手続に関する法的助言を受けております。なお、大江橋法律事務所は、両社の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。また、大江橋法律事務所は、ＮＴＮと顧問契約を締結しておりますが、大江橋法律事務所はＮＴＮを含めた多数の依頼者に対し、外部の法律専門家としてリーガル・サービスを提供している法律事務所であること、本経営統合に関し大江橋法律事務所に支払われる法的助言の対価には、本経営統合の成立等を条件とする成功報酬は含まれていないことから、本経営統合におけるＮＴＮからの独立性に問題はないと判断しております。

（５）利益相反を回避するための措置

本株式移転にあたっては、ＮＳＫとＮＴＮとの間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

４．本株式移転の当事会社の概要

（１）会社概要（2026年９月末時点。）

商号	日本精工株式会社	ＮＴＮ株式会社
設立年月	1916年11月	1918年３月
所在地	東京都品川区大崎１−６−３	大阪市北区中之島３−６−32
代表者	取締役 代表執行役社長・CEO 市井 明俊	取締役 代表執行役 執行役社長 CEO （最高経営責任者） 鵜飼 英一
資本金	67,176百万円	65,346百万円

事業内容		産業機械事業(一般産業向けの軸受、精密機器関連製品、状態監視システム等を製造・販売)、自動車事業(自動車及び自動車部品メーカー向けの軸受、自動変速機用部品等を製造・販売)、ステアリング事業(自動車メーカー向けのステアリング等を製造・販売)	軸受、ドライブシャフト、精密機器商品等の製造及び販売　等
発行済株式総数		500,000,000株	597,533,017株
決算期		3月31日	3月31日
従業員数(連結)		26,096人	20,615人
当事会社間の関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	両社は一部商品において相互にOEM供給を行っております。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
大株主及び持株比率(自己株式を除く)		日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 13.53% 明治安田生命保険相互会社 5.53% 株式会社日本カストディ銀行(信託口) 4.81% 富国生命保険相互会社 4.49% 日本生命保険相互会社 4.41% 株式会社みずほ銀行 2.73% JPモルガン証券株式会社 2.34% BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT(常任代理人　株式会社三菱ＵＦＪ銀行) 2.29% 日本精工取引先持株会 2.29% STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001(常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部) 1.86%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 14.80% GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL(常任代理人　ゴールドマン・サックス証券株式会社) 4.88% 株式会社日本カストディ銀行(信託口) 4.66% 明治安田生命保険相互会社 3.57% STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223(常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部) 3.44% JPモルガン証券株式会社 3.21% ＮＴＮ共栄会 2.90% BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT(常任代理人　株式会社三菱ＵＦＪ銀行) 2.28% ＮＴＮ従業員持株会 2.22% 株式会社三菱ＵＦＪ銀行 1.89%

（2）最近３年間の業績概要（単位：百万円）

	ＮＳＫ（IFRS）				ＮＴＮ（日本基準）		
	2024年３月期	2025年３月期	2026年３月期		2024年３月期	2025年３月期	2026年３月期
親会社の所有者に帰属する持分合計（連結）	659,979	651,462	671,975	連結純資産	280,822	248,699	311,389
負債及び資本合計（連結）	1,298,077	1,219,543	1,239,769	連結総資産	910,252	856,425	878,676
１株当たり親会社の所有者に帰属する持分（円）（連結）	1,350.52	1,332.78	1,373.28	１株当たり連結純資産（円）	497.83	439.89	499.40
売上高（連結）	788,867	796,667	911,644	連結売上高	836,285	825,587	826,344
営業利益（連結）	27,391	28,457	38,812	連結営業利益	28,149	22,959	31,034
経常利益（連結）	－	－	－	連結経常利益	20,001	10,475	23,484
親会社の所有者に帰属する当期利益（連結）	8,502	10,647	22,867	親会社株主に帰属する当期純利益	10,568	△23,801	12,871
基本的１株当たり当期利益（親会社の所有者に帰属）（円）（連結）	17.27	21.78	46.75	１株当たり連結当期純利益（円）	19.91	△44.90	23.40
１株当たり配当金（円）	30.00	34.00	34.00	１株当たり配当金（円）	10.00	11.00	11.00

（注）ＮＳＫの連結決算は国際会計基準（IFRS）を採用しており、「経常利益（連結）」に該当する項目がないため記載を省略しています。

５．本株式移転により新たに設立する会社（共同持株会社）の状況

（1）名称	ＮＴＮ日本精工株式会社
（2）本店/本社所在地	本店所在地は東京都品川区とし、本社は東京・大阪の二本社制といたします。 東京都品川区大崎一丁目６番３号 大阪市北区中之島三丁目６番32号
（3）機関設計	指名委員会等設置会社
（4）代表者及び役員の就任予定	共同持株会社の設立時取締役については、設立時取締役の員数を10名（うち、社外取締役（独立役員）を５名）とし、このうち、ＮＳＫが取締役代表執行役CEO、取締役代表執行役CFO及び取締役（監査委

	員）を、ＮＴＮが取締役（取締役会議長・非業務執行）及び取締役代表執行役 Co-CEO をそれぞれ指名すること、並びに、社外取締役（独立役員）については、両社で協議の上決定する（但し、ＮＳＫが提案した候補者に係る社外取締役３名及びＮＴＮが提案した候補者に係る社外取締役２名から構成される。）ことが合意されております。そして、上記の合意に基づき各社が指名する設立時取締役のうちの１名として、ＮＳＫは、取締役 代表執行役社長・CEO である市井 明俊を、ＮＴＮは、取締役 代表執行役 執行役社長である鵜飼 英一を、それぞれ指名することとし、取締役代表執行役 CEO にはＮＳＫの市井 明俊取締役 代表執行役社長・CEO が、取締役代表執行役 Co-CEO にはＮＴＮの鵜飼 英一取締役 代表執行役 執行役社長が、それぞれ就任することが合意されております。
（５） 事 業 内 容	次の各号の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより当該会社等の事業活動を管理すること、次の各号の事業を行うこと、及び、これらに付帯又は関連する一切の事業を行うことを目的とする。 （１）各種軸受及びその部分品の製造販売 （２）自動車その他の輸送機器関連部品の製造販売 （３）航空・宇宙、医療その他の分野に用いる機器及び部品の製造販売 （４）鋼球及び精密金属製品の製造販売 （５）駆動装置、制御装置その他のメカトロニクス機器及び部品の製造販売 （６）機器制御・情報処理に関するシステム及びソフトウェアの開発及び製造販売 （７）前各号に掲げる製品の状態監視、診断、調査分析、保守、修理、設置等の工事その他の役務の提供 （８）不動産の売買及び賃貸借並びにその運用及び管理 （９）前各号の目的を達成するに必要となる事業及び出資
（６） 資 本 金	600 億円
（７） 決 算 期	３月 31 日
（８） 純資産（連結）	未定
（９） 総資産（連結）	未定
(10) 上場証券取引所	東京証券取引所プライム市場
(11) 会 計 監 査 人	ＥＹ新日本有限責任監査法人
(12) 株主名簿管理人	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（注）両社は、設立時における共同持株会社の機能として、上場企業として最低限必要となる管理系機能（財務、総務、広報等）及び営業に関する統括機能（具体的な権限分担は別途両社の合意により定めるものとします。）を持たせることを合意しております。

６． 本株式移転に伴う会計処理の概要

本株式移転に伴う会計処理は、企業結合に関する会計基準における「取得」に該当し、パーチェス法が適用される見込みです。パーチェス法の適用に伴い、共同持株会社の連結決算において、のれん（又は負ののれん）が発生する見込みですが、金額に関しては現時点では確定しておりません。

７． 今後の見通し

共同持株会社は、本株式移転の効力発生後の資本政策による株主還元について検討を進め、シナジー実現による収益性向上とあわせて、株主利益のさらなる向上を目指す方針です。

その他、本株式移転により新たに設立する共同持株会社の経営方針、計画及び業績見通し等につきましては、今後両社で検討し、確定次第お知らせいたします。

８． その他

（1）本経営統合実施の前提条件

本経営統合の実施は、両社の定時株主総会において本株式移転計画書及び本株式移転に必要な事項の承認が得られること、本株式移転を行うにあたり必要な国内外の関係当局の許認可等が得られていること及び本株式移転計画書の定めに基づき本株式移転が中止されていないことを前提としています。

本経営統合が実施される場合、両社の株主に対し、共同持株会社の株式が交付されることとなります。1933 年米国証券法に基づき、本経営統合について、両社が Form F-4 登録届出書（以下「Form F-4」といいます。）を米国証券取引委員会（以下「ＳＥＣ」といいます。）に提出することが予定されています。特に米国在住の両社の株主におかれましては、本プレスリリースの末尾に詳細が記載されておりますので、ご参照ください。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

ＮＳＫ 〒141-8560 東京都品川区大崎１－６－３ 日本精工株式会社 人事総務本部長 岡　秀典 (TEL. 代表　03-3779-7111)	ＮＴＮ 〒530-0005 大阪市北区中之島３－６-32 ＮＴＮ株式会社 グループ経営本部 コーポレート・コミュニケーション部長 長尾　立雄 (TEL. 06-6443-5001)

【米国証券法について】

両社は、本経営統合が行われる場合、それに伴い、Form F-4 をＳＥＣに提出することを予定しています。Form F-4 を提出することになった場合、Form F-4 には、目論見書（prospectus）及びその他の文書が含まれることになります。Form F-4 が提出され、その効力が発生した場合、本経営統合を承認するための議決権行使が行われる予定である株主総会の開催日前に、Form F-4 の一部として提出された目論見書が、両社の米国株主に対し発送される予定です。Form F-4 を提出することになった場合、提出される Form F-4 及び目論見書には、両社に関する情報、本経営統合及びその他の関連情報等の重要な情報が含まれます。かかる目論見書が配布される米国株主におかれましては、株主総会において本経営統合について議決権を行使される前に、本経営統合に関連してＳＥＣに提出予定の Form F-4、目論見書及びその他の文書を注意してお読みになるようお願いいたします。本経営統合に関連してＳＥＣに提出される全ての書類は、提出後にＳＥＣのホームページ（www.sec.gov）にて無料で公開されます。なお、かかる資料につきましては、お申し込みに基づき、無料にて提供いたします。送付のお申し込みは、前頁記載の連絡先にて承ります。

【将来見通しに関する注意事項】

本プレスリリースには、上記の両社の間の本経営統合及びその結果に係る将来見通しに関する記述が含まれています。これらの将来見通しに関する記述は、「見込みます」、「目指します」、「します」、「リスク」、「可能性」もしくはこれらと同様の表現、又は戦略、目標、計画、意図等に関する説明という形で示されています。様々な要因に影響を受けて、両社の実際の業績は本プレスリリースに述べられている将来見通しに関する記述と大きく異なってくる可能性があります。両社は本プレスリリース開示日以降において、将来見通しに関する記述を更新して公表する義務を負うものではありません。投資家の皆様においては、今後の日本国内における公表及びＳＥＣへの届出において両社（又は統合後の共同持株会社）の行う開示をご参照ください。なお、上記のリスク、不確実性その他の要因の例としては、以下のものが含まれますが、これらに限られるものではありません。

- 本経営統合に必要な株主総会の承認が得られないこと
- 本経営統合に必要とされる許認可が得られないこと、又はその他本経営統合の完了の条件が充足されないこと
- 両社に適用される法制度、会計基準又は経営環境の変化が及ぼす影響
- 両社の事業戦略を実行する上での課題
- 金融市場の不安定性を含む一般的経済状況又は業界状況の変化が及ぼす影響
- 本経営統合の遂行に関するその他のリスク

共同持株会社におけるコンセプト

日本の技術と品質を結集し、持続的な成長で世界の未来を支える

UNITING JAPANESE EXCELLENCE FOR SUSTAINABLE GROWTH AND A BETTER FUTURE



両社の強みを、成長と価値創造の力へ

COMBINING OUR STRENGTHS TO DRIVE GROWTH AND VALUE CREATION

- **経営資源への投資・最適活用**
  INVESTMENT & OPTIMIZATION
- **事業ポートフォリオの変革**
  PORTFOLIO TRANSFORMATION
- **技術・人材・知見の結集**
  TECHNOLOGY, TALENT & EXPERTISE

共同持株会社の概要

商号	NTN日本精工株式会社 （英名：NSK-NTN Ltd.）
代表者	取締役代表執行役 CEO 市井 明俊（日本精工株式会社） 取締役代表執行役 Co-CEO 鵜飼 英一（NTN株式会社） 取締役代表執行役 CFO 鈴木 啓太（日本精工株式会社）
本店所在地	東京都品川区
本社所在地	東京本社:東京都品川区大崎一丁目6番3号 大阪本社:大阪市北区中之島三丁目6番32号
資本金	600億円
設立 / 新規上場予定日	2027年10月1日
決算期	3月
上場証券取引所	東京証券取引所プライム市場（予定）

経営統合の概要と今後のスケジュール

経営統合の概要

経営統合のスキーム	• 日本精工株式会社及びNTN株式会社を株式移転完全子会社、新規に設立する共同持株会社 (NTN日本精工株式会社)を株式移転完全親会社とする共同株式移転 (「本株式移転」)
株式移転比率	• 日本精工株式会社：NTN株式会社 = 1：0.353 – 日本精工株式会社普通株式1株に対し、共同持株会社（NTN日本精工株式会社）の普通株式1株を交付 – NTN株式会社普通株式1株に対し、共同持株会社（NTN日本精工株式会社）の普通株式0.353株を交付

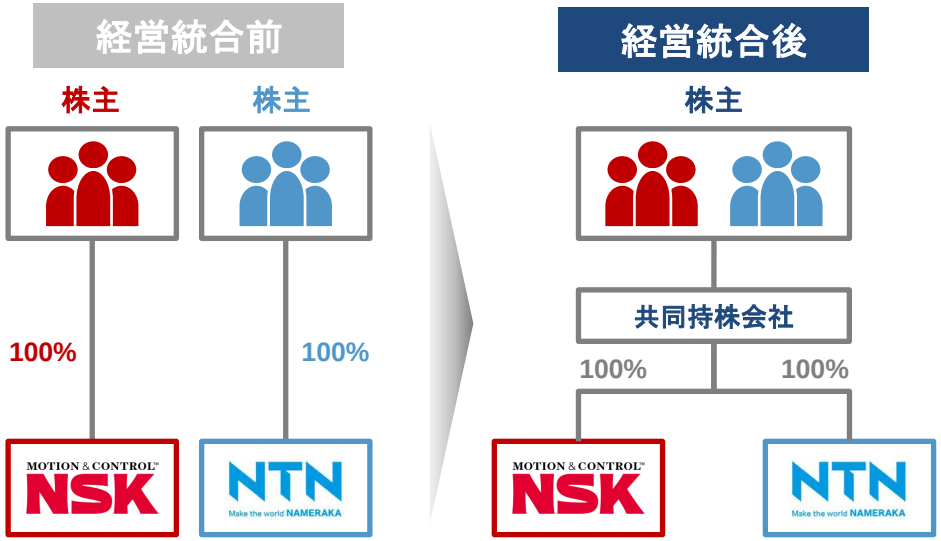

今後のスケジュール（予定）

2026年11月20日 (本日)	• 経営統合契約の締結 (両社)
2027年3月31日まで (予定)	• 株式移転計画作成及び取締役会決議 (両社)
2027年3月31日 (予定)	• 定時株主総会に係る基準日 (両社)
2027年5~6月 (予定)	• 本株式移転に係るForm F-4の効力発生[1]
2027年6月25日 (予定)	• 定時株主総会における本株式移転の承認決議 (両社)
2027年9月28日 (予定)	• 東京証券取引所最終売買日 (両社)
2027年9月29日 (予定)	• 東京証券取引所上場廃止日 (両社)
2027年10月1日 (予定)	• 共同持株会社設立登記日 (本株式移転の効力発生日) • 共同持株会社新規上場日

※1 米国証券法の規定に従い、本経営統合に関する登録書（Form F-4）をSECに提出することを予定しております

今後のロードマップ

STEP 1
2027年10月

持株会社の設立
（持株会社は管理系 / 営業統括機能を有する）

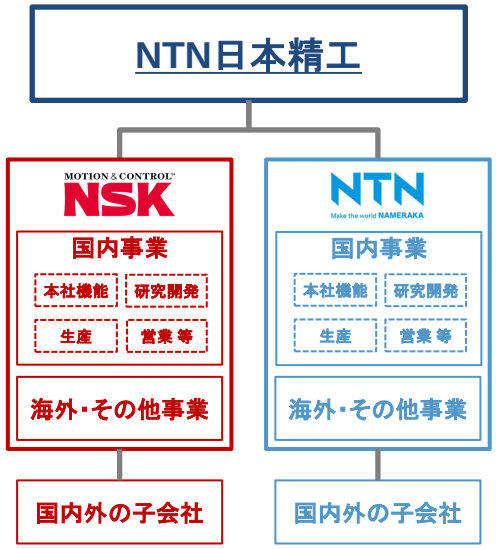

STEP 2
2030年4月目途

国内の生産機能（国内生産子会社を含む）に係る事業を除く両社の国内外における事業の本持株会社への統合

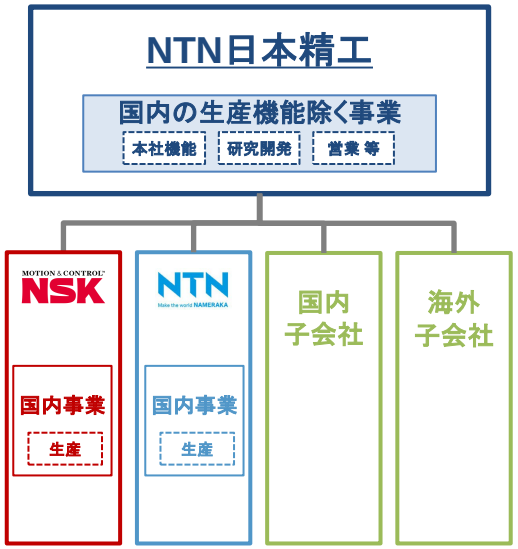

STEP 3
2032年4月目途[1]

シナジー最大化の観点から、生産機能に係る事業を含めた統合の実行

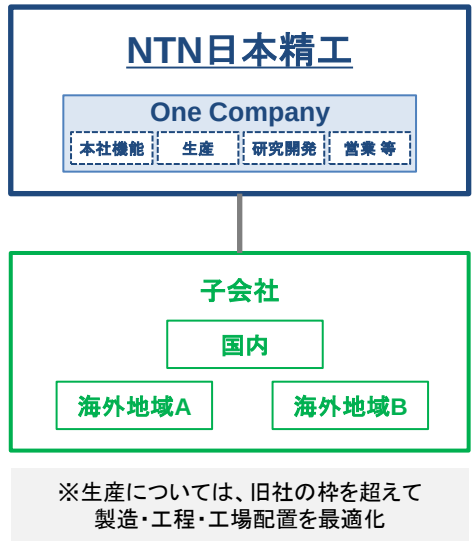

※生産については、旧社の枠を超えて製造・工程・工場配置を最適化

事業運営の最適化	日本精工とNTNの国内外事業の統廃合、生産移管や効率化を推進	
経営資源への投資と最適活用	調達条件の最適化、物流・在庫の効率化、投資計画の最適化	国内外生産体制の最適化・事業の一体運営
ポートフォリオの変革	相互の品揃え・代理店網を活かしたアフターマーケット・PLMの拡販	精密・特殊環境・次世代分野など、高付加価値領域への資源の重点配分
文化の垣根を越えた技術・人材・知見の結集	人材の相互交流と共同案件の推進	技術・開発リソースの効率運用、ロボット等の新事業創出

※1 状況により困難な場合は、2033年4月1日を目途といたします

シナジー実現による収益性向上の道筋

FY2030にROE10%超を達成し、その後も持続的な収益性向上を目指す

統合後の営業利益の推移（イメージ図）

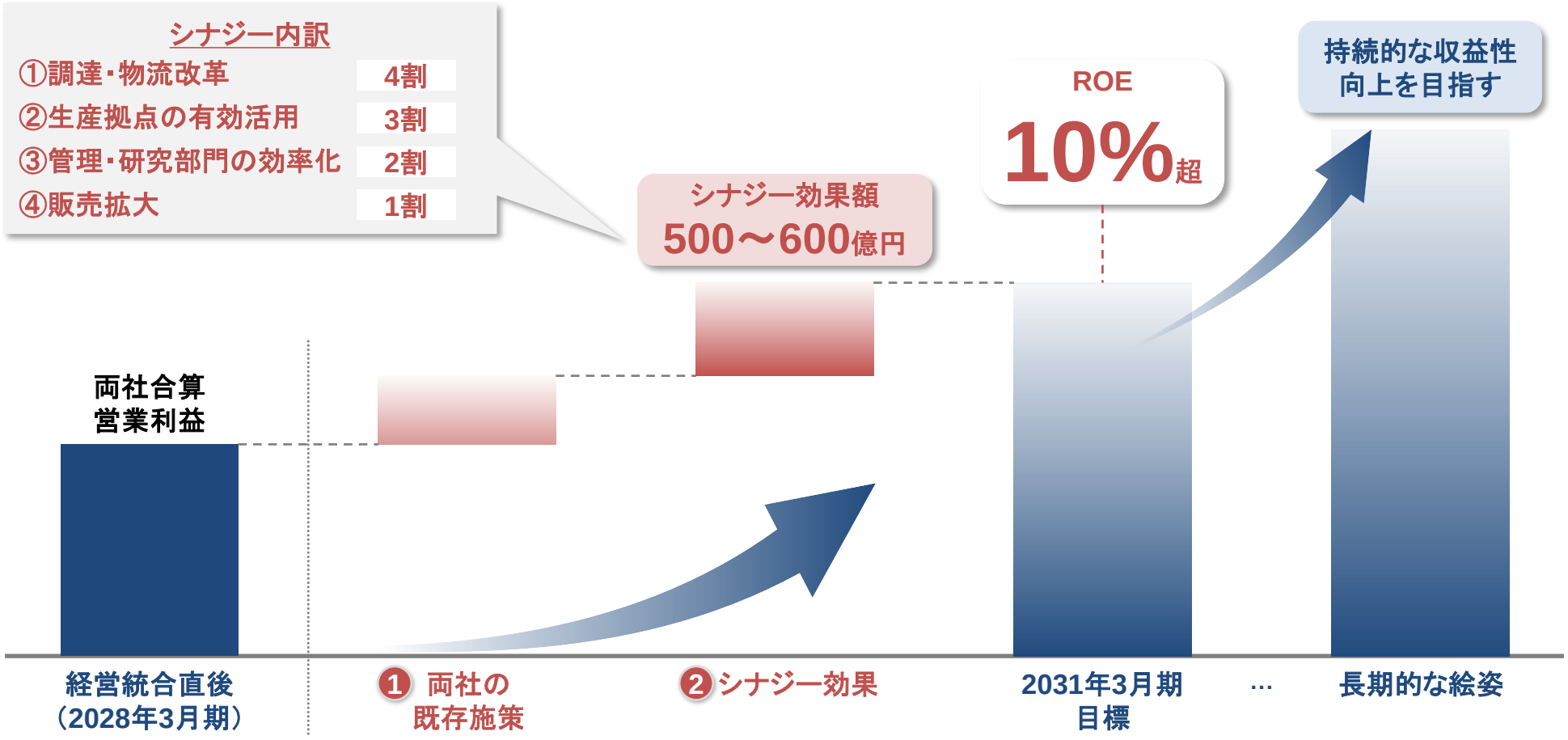

※ 具体的なシナジー施策は、競争法上の情報共有の制約を踏まえ、法令を遵守しつつ、統合後も含め段階的に精査・具体化してまいります。

持株会社設立時のガバナンス体制

事業子会社の自律性を保ちながら
グループ全体でシナジーの早期実現を目指す

体制図

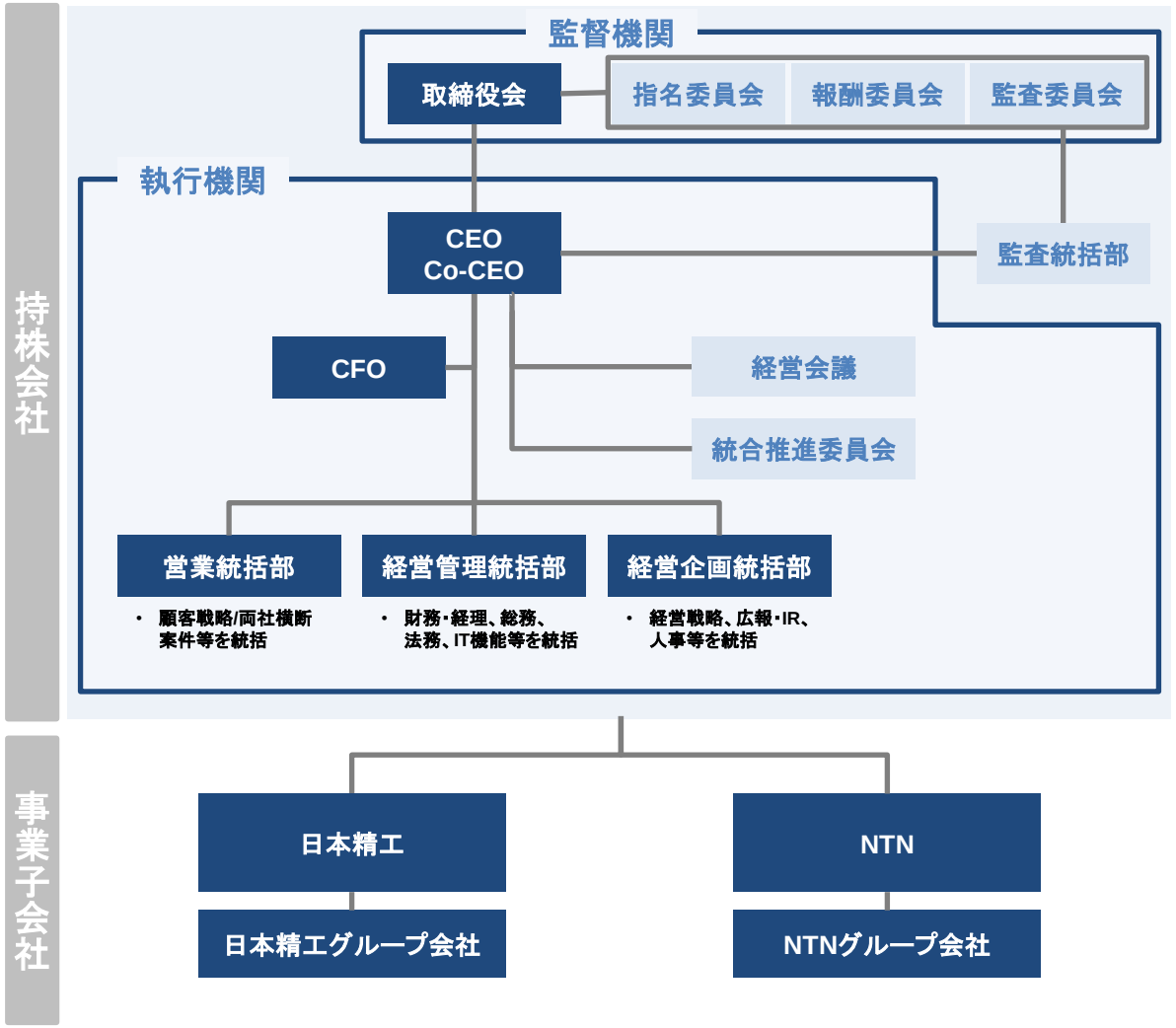

対等の精神のもと、統合シナジーを早期に実現することを主眼とした体制

- **指名委員会(6名)の構成**
  - CEO、Co-CEO、社外取締役(両社2名ずつ指名)
- **グループ経営の最適化を目的とした意思決定プロセス**
  - 経営会議における審議事項は、事業子会社の実情を踏まえ当面CEO / Co-CEO双方の合意により決定
  - グループとしての価値最大化の観点から、最適な意思決定を迅速に行うことで統合初期段階から着実にシナジーを実現
- **統合推進委員会の設置**
  - シナジーの早期実現に向けた戦略、持株会社の機能・権限、グループ経営の在り方など、本統合を円滑に進めるための事項を検討
- **営業統括部の設置**
  - 持株会社に営業統括部を設置して顧客窓口・対応方針を統括・一元管理することで、統合初期段階での混乱を抑制しつつ、取引先各社との強固な関係性を維持・強化

- **経営の自律性とグループ経営戦略の推進の調和**
  - 事業特性に応じた自律的・機動的な運営との調和を図りながら、グループ戦略との調和・シナジー早期実現を目指す
- **人材の相互交流／業務の共同遂行を推進**
  - 人材交流を活発化し、共同案件では双方の強みを活用

ステークホルダーの皆様へ

本経営統合を通じて、グループを取り巻く全てのステークホルダーの皆様に対し、中長期的な価値を継続的に提供し続けることを目指してまいります

取引先	• 両社の技術力の融合による製品・ソリューションの拡充、アフターサービスの高度化並びにサプライヤーとの取引機会及び共同開発機会の拡大 • 事業基盤強化に伴う、中長期的に安定した取引関係の構築
従業員	• 両社の人材が企業文化の垣根を超えて交流を行い、両社が有する技術・知見を相互活用することで、単独では得られなかったスキルアップや成長機会を創出 • 両社の出身母体を問わず、適材適所の人材登用によってエンゲージメントを高め、企業価値向上を実現するとともに、その成果を従業員へ還元
株主	• 統合により収益性・成長性・資本効率の改善を通じた企業価値の向上 • 中長期的な株価上昇や安定的な株主還元を通じた株主利益の実現
地域社会	• 日本発のベアリングメーカーとして、グローバル競争力の強化を通じた日本の産業基盤・国際競争力の向上 • 高度な製造技術や研究開発人材を国内に維持することで、次世代に技能を承継 • 資源利用の効率化による省エネ・脱炭素への貢献